千葉県届出済印押印欄

**業　務　規　程**

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 |  |
| 遊漁船業者の氏名  又は名称 |  |

**第１章　総　則**

　（目的）

第１条　この規程は、遊漁船業の業務（以下単に「業務」という。）の実施方法を定め、登録を受けた遊漁船業者（以下「事業者」という。）及びその事業者のもとで業務に従事する者（以下「従業者」という。）が、関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に行うことを目的とします。

（法の遵守）

第２条　事業者及び従業者は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）を遵守します。

２　事業者は、遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている遊漁船で業務を行うこととし、登録簿に記載されていない船舶は使用しません。

（業務規程の遵守）

第３条　事業者及び従業者は、この規程を遵守し、遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の安全を第一に考えるとともに、漁場を円滑に利用するよう努めながら、適正に業務を行います。

２　事業者は、登録簿に記載されている遊漁船の所有権の有無に係わらず、その遊漁船で業務を行う際には、この規程に従って業務を行い、業務の実施に関する責任は事業者が持ちます。

３　事業者は、この規程に従って業務を行うために、営業所及び遊漁船にこの規程を備え置きます。

４　営業所又は遊漁船において、登録した都道府県知事（以下「知事」という。）、案内する漁場を管轄する都道府県知事、海上保安機関又は警察機関から、この規程の提示を求められたときは、速やかに提示します。

５　事業者は、この規程の内容に変更があった場合は、直ちに知事に変更を届け出ます。

**第２章　業務の実施体制等に関する事項**

　（業務の実施体制等）

第４条　事業者、遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）、船長、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者（以下「連絡責任者」という。）、所属する団体及び営業期間は、別表１のとおりです。

２　事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業者の労働環境に十分配慮します。

　（案内する漁場の位置等）

第５条　利用者を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、別表２に定めるとおりとします。

　（遊漁船の係留場所等）

第６条　遊漁船は、別表３に定めるところに係留します。

２　利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。）は、別表３に定めるとおりとし、利用者が遊漁船を乗降する際に安全が確保されるものとします。

　（遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等）

第７条　使用する遊漁船の総トン数又は長さ、定員、通信設備、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表４のとおりです。

２　事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。

　（役務の内容の明示）

第８条　利用者に対し、遊漁船の利用に関する契約をする前に、案内する漁場の位置、採捕させる水産動植物の主な種類及び漁場に案内する時間等の役務の内容について、わかりやすいように明示します。

２　気象又は海象等の状況の悪化に伴う出航中止基準及び帰航基準について、利用者に対し、事前に説明します。

　（従業者等の教育・訓練）

第９条　事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習（以下「業務主任者講習」という。）を受講させます。

２　事業者は、自ら及びその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内容についての教育を実施するほか、業務主任者講習以外の都道府県等が開催する講習があった場合は積極的に参加します。

３　事業者は、自ら及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。

**第３章　利用者の安全の確保に関する事項**

　（必要となる情報の収集及び伝達）

第10条　事業者は、利用者の安全の確保を図るため、遊漁船の出航前及び出航してから帰航するまでの間、別表５（１）に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う船長又は業務主任者に確実に伝えます。

　（出航中止基準）

第11条　事業者は、別表６に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準によって出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。

２　船長は、自らの経験に基づき気象又は海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、出航中止基準に達しない状況においても出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、事業者と船長の出航についての判断がそれぞれ異なる場合は、出航を見合わせることとします。

　（帰航基準及び気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処）

第12条　船長は、別表６に定める帰航基準に達した場合又は自らの経験に基づき気象若しくは海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、遊漁船を安全な場所に帰航させるまでに要する時間を考え、遊漁船を漁場から帰航させます。

２　船長は、気象又は海象等の状況が悪化した場合は、別表７に定めるとおりに対処します。

　（安全の確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示）

第13条　業務主任者は、利用者に対し、別表８の方法により同表に定める内容を確実に周知します。

２　業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

（航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項）

第14条 船長は、船舶安全法（昭和８年法律第11号）、港則法（昭和23年法律第174号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）及び海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）等の海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。

２ 船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、別表９に定めるとおりに行動します。

　（海難その他の異常の事態が発生した場合の対処）

第15条　海難その他の異常の事態（以下「海難等」という。）が発生した場合は、次のことを基本として行動します。

①　人命の安全の確保を最優先とします。

②　事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭に置き行動します。

２　船長は、海難等が発生し又は発生するおそれがあるときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置及び利用者の不安を除去するための措置等必要な措置をとります。

３　船長及び業務主任者は、海難等が発生したときは、前項にある必要な措置をとった上で、別表１０に定める連絡方法により、速やかに海上保安機関その他の関係機関（以下「海上保安機関等」という。）に連絡をします。その後、連絡責任者に事故の状況を連絡します。

４　連絡責任者は、海難等の発生を知ったときは、速やかに利用者の自宅に連絡するとともに、医療救護が必要な場合は救急車の手配及び医療機関への連絡等必要な措置をとります。また、以下に該当する事故については、事故発生後３日以内に、知事にその概要及び事故処理の状況等について別記様式第１号によって報告します。

1. 利用者の生命又は身体について損害が生じた事故（保険又は共済の支 払いの請求がない事故も含む。）
2. 海上保安機関等に連絡した海難等

**第４章　利用者の利益の保護及び漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項**

　（必要となる情報の収集及び伝達）

第16条　事業者は、利用者の利益の保護及び漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船の出航前に、別表５（２）に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う業務主任者に確実に伝えます。

　（水産動植物を採捕する際に利用者が遵守すべき事項の周知及び指示）

第17条　業務主任者は、法第15条に基づいて、利用者に対し、別表１１の方法により同表に定める案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を確実に周知します。

２　業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

（利用者を保護するための行動）

第18条　業務主任者は、別表１１の定めるところにより、利用者が遵守しなければならない制限等を犯しやすいような行動をとらないようにします。

　（水産施策への協力）

第19条　事業者は、水産基本法（平成13年法律第89号）に定めてあるとおり、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力します。

２　事業者は、地方公共団体の指導に従い、漁業者、その他の遊漁船業者等の漁場の利用者（以下「漁業者等」という。）と協力をして、漁業操業との調和ある漁場利用を図るとともに、漁場保全及び資源保護に努めます。

（地域の取決め等の尊重）

第20条　事業者は、案内する漁場において水産振興審議会海面利用調整部会または海面利用協議会が推奨している漁場利用協定や漁場慣行等がある場合は、不公平な内容でない限り、それらのうち水産動植物の採捕及び漁場利用に係る内容について尊重します。

２　事業者は、案内する漁場について、その調和のとれた利用及び保全並びに資源保護を図るため、漁業者等との話合いを促進するよう努めます。

（漁具破損の防止）

第21条　船長は、案内する漁場において定置網その他の漁具が設置されている場合は、漁具を破損させないように、漁具に近寄らない等適切な方法で業務を行います。

　（不要となった漁具及び餌の取扱い）

第22条 遊漁船に乗船する従事者は、遊漁船において不要となった漁具その他のゴミ等を漁場や港に捨てません。また、不要となった撒き餌等の餌を港に捨てません。

２　業務主任者は、利用者に対し、遊漁中に発生した不要となった漁具その他のゴミ等を漁場や港に捨てないよう指導をします。

附則

（業務規程の実施）

第1条　この規程は、都道府県知事から登録したことを通知され、かつ、

本規程を都道府県知事に届け出たときより実施します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表１ 　業務実施体制等 | | | |  | | |
| 遊漁船業者の氏名又は名称  法人にあっては代表者の氏名 | | | |  | | |
| 業務主任者の氏名 | | 当該事業者のみに選任されている者 | |  | | |
| 他事業者からも  選任されている者 | |  | | |
| 上記の者について業務の形態（該当に○） | | （　）多客期に必要に応じて業務を行ってもらう  （　）その他（　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 船長の氏名 | | | | （　）業務主任者と同じ  （　）その他　上記の業務主任者のほか  　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 連絡責任者 | | 氏名（連絡先） | | （Tel　　　－　　　－　　　） | | |
| 住所 | |  | | |
| 所属している団体 | | | 漁業協同組合 | | 事業協同組合 | 任意団体 |
| （該当するもの  全てを記入） | 名称 | |  | |  |  |
| 連絡先 | |  | |  |  |
| 営業期間 | （　）周年　　　　　　（　）　　　月　　日～　　月　　日 | | | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 別表２　案内する漁場の位置等 | | | |
| 案内する漁場を管轄する  都道府県名 | |  | |
|  | | | |
| 時期 | 案内する漁場の位置 | | 主な採捕させる  水産動植物の種類 |
|  |  | |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表３　遊漁船の係留場所等 | | | | |
|  | 遊漁船  の名称 | 主要な  時期 | 係留場所の位置 | 係留施設（又は水域施設）の管理者 |
| 遊漁船の  係留場所 |  |  |  |  |
| 利用者の  乗降場所 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表４（全　　枚の　　枚目）遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等 | | | | | | | |
| 整理番号 | 遊漁船  の名称 | 船舶番号等 | 総トン数 | 長さ | | 旅客定員 | 業務形態  主たる業務：◎  その他全て：○ |
| 遊漁船の使用形態（該当に○） | | | | |
| 遊漁船の登録状況（該当に○） | | | 通信設備の状況  （該当に○） | |
| 船舶の所有状況（該当に○） | | |
| 遊漁船の連絡方法（無線の形式と周波数等） | | | | |
|  |  |  | トン | ｍ | | 人 | （　）船釣り  （　）磯渡し  （　）筏渡し  （　）防波堤渡し  （　）その他  その内容  （　　　　） |
| （　）遊漁船専用・（　）漁船と兼用・（　）他使用と兼用 | | | | |
| （　）単独登録・（　）重複登録 | | | （　）無線  （　）他の設備  （　）設備無し | |
| （　）自己所有船舶・（　）他者所有船舶 | | |
| 無線形式　　　　　　周波数 | | | | |
|  |  |  | トン | ｍ | | 人 | （　）船釣り  （　）磯渡し  （　）筏渡し  （　）防波堤渡し  （　）その他  その内容  （　　　　） |
| （　）遊漁船専用・（　）漁船と兼用・（　）他使用と兼用 | | | | |
| （　）単独登録・（　）重複登録 | | | （　）無線  （　）他の設備  （　）設備無し | |
| （　）自己所有船舶・（　）他者所有船舶 | | |
| 無線形式　　　　　　　周波数 | | | | |
|  |  |  | トン | ｍ | | 人 | （　）船釣り  （　）磯渡し  （　）筏渡し  （　）防波堤渡し  （　）その他  その内容  （　　　　） |
| （　）遊漁船専用・（　）漁船と兼用・（　）他使用と兼用 | | | | |
| （　）単独登録・（　）重複登録 | | | （　）無線  （　）他の設備  （　）設備無し | |
| （　）自己所有船舶・（　）他者所有船舶 | | |
| 無線形式　　　　　　　周波数 | | | | |
| 重複登録して  いる場合の事由 | | （　）多客期にチャーターするため  （　）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 注）重複登録とは、他の事業者の遊漁船として登録されている船舶を、当該事業者の遊漁船としても登録しているものをいいます | | | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 別表５　情報を収集すべき事項 | |
| 1. 利用者の安全確保   に必要な情報  （該当に○） | （　）出航地における波高、風速、視程 |
| （　）出航中止を判断する団体の出港判断に関する情報 |
| （　）水路通報、気象・海上警報等官公庁の発する遊漁船の  運航に関係する情報 |
| （　）乗船する利用者数  　　（12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数） |
| （　） |
| （　） |
| 1. 漁場の安定的な   利用関係の確保  等に必要な情報  （該当に○） | （　）法第１5条に基づき周知すべき内容について、案内する  漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報 |
| （　）漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を  管轄する都道府県に設置されている水産振興審議会海面  利用調整部会または海面利用協議会が提供している情報 |
| （　） |
| （　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別表６　出航中止基準及び帰航基準 | | |
| 出航中止  基準 | 出航の可否の判断は、以下の方法により行います（該当に○） | |
| （　）単独の判断 | （　）団体による判断 |
| 出航地や案内する漁場、出航地から  案内する漁場までの間において、以下  のいずれかの状況となっている場合、  出航を中止します  （　）波浪警報発令中  （　）海上警報（風、霧等）発令中  （　）出港地の波高（　　　）ｍ  （　）出港地の風速（　　　）ｍ  （　）出港地の視程（　　　）ｍ  （　）事業者が危険と判断したとき  （　）その他  　　　（　　　　　　　　　　　） | 出航中止は、以下のとおり行います  ①出航中止を判断する団体名  （　　　　　　　　　　　　　　）  ②上記団体の代表者、連絡先  代表者（　　　　　　　　　　　）  連絡先（　　　　　　　　　　　）  ③団体の構成員の氏名又は名称及び  　登録番号  別紙１のとおり  ④出航中止の判断の方法  　　　別紙２のとおり |
| 帰航基準 | 案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航する  こととします  （　）波浪警報の発令　　　　　　（　）海上警報（風、霧等）の発令  （　）利用者に急病人やケガ人がでたとき  （　）漁場における波高（　　　）ｍ  （　）漁場における風速（　　　）ｍ  （　）漁場における視程（　　　）ｍ  （　）上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき  （　）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別表７　気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処 | | |
| 気象又は海象等の  状況が悪化した場  合の避難する場所 | 出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします   |  |  | | --- | --- | | 案内する漁場の位置 | 避難する港 | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  |   上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難をします | |
|  | | |
| 磯等（磯、筏、防波堤等）渡しの業務を行う場合 | | |
| 磯等と遊漁船との間の連絡方法 | | （　）携帯電話  （　）利用者に渡した発煙筒  （　）その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 磯等に遊漁船の旅客定員以上の利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法 | | （　）方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （　）該当なし（使用する遊漁船の旅客定員以上の利用者を磯等に渡しません） |

|  |  |
| --- | --- |
| 別表８　安全の確保のため周知すべき内容及び方法 | |
| 周知の方法  （該当に○） | 周知する内容（該当に○） |
| (　)遊漁船に  周知内容を  掲示する  (　)乗船前に  書面を配布  する | 一般的事項  （　）出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと  （　）遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと  （　）航行中、波の影響により船体が動揺することがあることから、動揺  が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること  （　）天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと  （　）救命胴衣及び救命浮環の保管場所及び使用方法  （　）落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法  （　）乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等(船に備え付けられ、  又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める  要件に適合するもの)を着用すること  （　）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  磯等渡しの場合  （　）磯等渡し及び磯等の上においては救命胴衣等を着用すること  （　）磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法  （　）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 漁場において  口頭で説明する | 一般的事項  （　）その他（　　　　　　　　　　　　　　　）  磯渡し等の場合  （　）磯等からの帰航時間  （　）磯等で天候が急変した場合における避難場所  （　）その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| 別表９　安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項 |
| 航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長と業務主任者は以下のとおり  行動します（該当に○） |
| 一般的事項  （　）出航から帰航するまでの間は、飲酒しません。また、酒気を帯びて漁場に案内し  ません  （　）航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張り  　　を行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速  を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます  （　）航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対し  　　て動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します  （　）乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等（船に備え付けられ、又は持ち  　　込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものを  いいます。以下同じ）を着用します  （　）利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させます  （　）利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、防波堤、  養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、  別表９の２にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います  （　）航行中はＧＰＳプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航  　　路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います  （　）12歳未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣等  　　を着用させます  （　）気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される  場合は、船室内においても利用者に救命胴衣等を着用させます  （　）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  船釣りをする場合  （　）利用者を案内している間は、船長自ら釣りをしません  （　）漁場が混み合っている場合は、船長自ら釣りをしません  （　）船長以外に適切に見張りができる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません  磯等渡しをする場合  （　）利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します  （　）磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船  　　していることを確認します  上記以外（観光定置網、観光底びき網等）をする場合  （　）利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します |

|  |  |
| --- | --- |
| 別表９の２ | |
| 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と  認められる場所（該当箇所を記入） | |
| 岩場 |  |
| 浅瀬 |  |
| 防波堤 |  |
| 養殖施設 |  |
| その他 |  |
| 自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法 | |
|  | |

|  |
| --- |
| 別表１０　事故発生時の連絡方法 |
|  |

登録番号：

氏名又は名称：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表１１　法第15条に基づく周知の内容及び方法等  登録番号：  氏名又は名称： | | | | | | | | |
| 周知の方法  （該当に○） | | | （　）遊漁船に周知内容を掲示する  （　）遊漁船乗船前に書面で配布をする | | | | | |
| 周知する内容 | | | 案内する漁場に係る下記の事項であって、   1. 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 2. 漁業法(昭和24年法律第267号)、水産資源保護法に基づく省令 3. 都道府県漁業調整規則 4. 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 5. 広域漁業調整委員会の指示 6. 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定(沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)に基づき届出されたもの) 7. 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき認定を受けたもの)   利用者の採捕に係る  　　ア）漁具及び漁法（撒き餌、釣り餌の制限を含む）の制限  　　イ）水産動植物の大きさの制限  　　ウ）採捕禁止となっている水産動植物の種類  について周知します | | | | | |
| 利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項  （該当に○） | | | （　）都道府県海面漁業調整規則又は海区、連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区(利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る)に案内しません  （　）法に基づいて周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します  （　）法に基づいて周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します  （　）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| ※「周知する内容」のうち、該当しない部分は＝線で消したうえ、捺印すること | | | | | | | | |
| 別記様式第1号  海難等が発生した場合の報告書 | | | | | | | |
| 事業者の氏名又は名称  （法人の場合は代表者の氏名も記入） | | | | | |  | |
| 連絡先 | | （Tel） | | | | | |
| 事業者の登録番号 | | | | 千葉県第　　　　　　　　　　　　　　　　号 | | | |
|  |  | | | | | |  |
| 事故発生の日時 | | | | | 年　　　　月　　　　日　　　　時頃 | | |
| 事故発生の場所 | | | | |  | | |
| 事故が発生した遊漁船の名称 | | | | |  | | |
| 事故時の業務の形態  （該当に〇） | | | | | （　）船釣り　（　）磯渡し　（　）筏渡し  （　）防波堤渡し（　）その他（　　　　　　　　） | | |
| 乗船していた業務主任者氏名 | | | | |  | | |
| 乗船していた船長の氏名 | | | | |  | | |
| 乗船していた利用者数 | | | | | 名 | | |
| 事故による負傷者数 ／（死者数） | | | | | 名／（　　　　　　　　）名 | | |
| 事故の形態（該当に〇） | | | | | （　）単独の衝突　（　）他船との衝突  （　）乗揚・座礁　（　）沈没　（　）転覆  （　）機関故障　（　）火災　（　）釣り中のケガ  （　）その他　（　　　　　　　） | | |
| 備考 | | | | |  | | |